

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書・同添付資料等からの変更一覧表

本変更一覧表は、国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札公告に係る資料のうち、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札公告に係る資料（第1～3回の訂正を含む。）からの主な変更点を変更一覧表として取りまとめたものです。本変更一覧表に記載の資料名、頁数、行数（以下「資料名等」という。）は、令和5年2月3日公告の資料名等としています。また（ ）には令和4年4月12日公告の資料名等を記載しています。なお、誤記及び誤字の修正、項目の削除等に伴う番号等の修正、日付の時点修正、適用基準・条例等の更新の変更等は、記載していません。

No.	資料名	頁数	行数	項目	変更前	変更後
1	入札公告	2	15	2 (1) ⑦	⑦舞台関連設備（舞台機構設備、舞台照明設備、舞台音響設備）の施設整備及び維持管理業務を行う企業は、いずれの応募者の構成員、協力企業にもなってはならない。	⑦舞台関連設備（舞台機構設備、舞台照明設備、舞台音響設備）の施設整備及び維持管理業務を自社で行う企業は、落札決定までいずれの応募者の構成員、協力企業にもなってはならない。
2	入札公告	3	41	2 (3) ①	①文部科学省における令和3・4年度（2021・2022年度）における設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）	①文部科学省における令和3・4年度（2021・2022年度）における設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること、並びに文部科学省に対して令和5・6年度（2023・2024年度）における設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格審査の申請を行い、令和5・6年度（2023・2024年度）における認定通知書を受領したときは速やかに同認定通知書の写しを提出すること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。） なお、令和5・6年度（2023・2024年度）における認定通知書の写しは、入札書提出期限までに提出するものとし、期限までに提出しなかった応募者の入札は無効とする。
3	入札公告	5	27	2 (4) ①	①文部科学省における令和3・4年度（2021・2022年度）の次のアからウに係る工事の一般競争参加者の資格を有し、点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）がアからウに示す点数以上であること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）	①文部科学省における令和3・4年度（2021・2022年度）の次のアからウに係る工事の一般競争参加者の資格を有し、点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）がアからウに示す点数以上であることを示す認定通知書を受領したときは速やかに同認定通知書の写しを提出すること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。） なお、令和5・6年度（2023・2024年度）における認定通知書の写しは、入札書提出期限までに提出するものとし、期限までに提出しなかった応募者の入札は無効とする。
4	入札公告	9	13	2 (5) ①	①文部科学省における令和3・4年度（2021・2022年度）における設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）	①文部科学省における令和3・4年度（2021・2022年度）における設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること、並びに文部科学省に対して令和5・6年度（2023・2024年度）における設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格審査の申請を行い、令和5・6年度（2023・2024年度）における認定通知書を受領したときは速やかに同認定通知書の写しを提出すること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。） なお、令和5・6年度（2023・2024年度）における認定通知書の写しは、入札書提出期限までに提出するものとし、期限までに提出しなかった応募者の入札は無効とする。
5	入札説明書	5	24	4. (1) ⑦	⑦舞台関連設備（舞台機構設備、舞台照明設備、舞台音響設備）の施設整備及び維持管理業務を行う企業は、いずれの応募者の構成員、協力企業にもなってはならない。 このため、前掲の④において、応募者を構成する企業として舞台関連設備の施設整備及び維持管理業務の業務を行う企業は記載しないこと。	⑦舞台関連設備（舞台機構設備、舞台照明設備、舞台音響設備）の施設整備及び維持管理業務を自社で行う企業は、落札決定までいずれの応募者の構成員、協力企業にもなってはならない。 このため、前掲の④において、応募者を構成する企業として舞台関連設備の施設整備及び維持管理業務の業務を自社で行う企業は記載しないこと。
6	入札説明書	7	30	4. (3) ①	①文部科学省における令和3・4年度（2021・2022年度）における設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）	①文部科学省における令和3・4年度（2021・2022年度）における設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること、並びに文部科学省に対して令和5・6年度（2023・2024年度）における設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格審査の申請を行い、令和5・6年度（2023・2024年度）における認定通知書を受領したときは速やかに同認定通知書の写しを提出すること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。） なお、令和5・6年度（2023・2024年度）における認定通知書の写しは、入札書提出期限までに提出するものとし、期限までに提出しなかった応募者の入札は無効とする。
7	入札説明書	10	1	4. (4) ①	①文部科学省における令和3・4年度（2021・2022年度）の次のアからウに係る工事の一般競争参加者の資格を有し、点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）がアからウに示す点数以上であること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）	①文部科学省における令和3・4年度（2021・2022年度）の次のアからウに係る工事の一般競争参加者の資格を有し、点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）がアからウに示す点数以上であることを示す認定通知書を受領したときは速やかに同認定通知書の写しを提出すること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。） なお、令和5・6年度（2023・2024年度）における認定通知書の写しは、入札書提出期限までに提出するものとし、期限までに提出しなかった応募者の入札は無効とする。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書・同添付資料等からの変更一覧表

本変更一覧表は、国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札公告に係る資料のうち、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札公告に係る資料（第1～3回の訂正を含む。）からの主な変更点を変更一覧表として取りまとめたものです。本変更一覧表に記載の資料名、頁数、行数（以下「資料名等」という。）は、令和5年2月3日公告の資料名等としています。また（ ）には令和4年4月12日公告の資料名等を記載しています。なお、誤記及び誤字の修正、項目の削除等に伴う番号等の修正、日付の時点修正、適用基準・条例等の更新の変更等は、記載していません。

No.	資料名	頁数	行数	項目	変更前	変更後
8	入札説明書	14	7	4. (5) ①	①文部科学省における令和3・4年度（2021・2022年度）における設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）	①文部科学省における令和3・4年度（2021・2022年度）における設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること、並びに文部科学省に対して令和5・6年度（2023・2024年度）における設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格審査の申請を行い、令和5・6年度（2023・2024年度）における認定通知書を受領したときは速やかに同認定通知書の写しを提出すること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。） なお、令和5・6年度（2023・2024年度）における認定通知書の写しは、入札書提出期限までに提出するものとし、期限までに提出しなかった応募者の入札は無効とする。
9	資料-1-2	3	21	第2章 2. (1)	各提出書類及び実際の施工状況をもとに要求水準の内容を満たしているかどうかの確認を行い、要求水準確認報告書により振興会に報告を行う。その手順は第1章2. 業績等の監視の方法による。 振興会は、事業者の報告に基づき確認を行うことを基本とし、事業者の提出する要求水準確認報告書、各提出書類及び実際の施工状況をもとに、要求水準の内容を満たしているかどうかの確認を行う。 また、振興会が必要と認めた場合は、施工状況の重点的な確認を行う場合がある。	各提出書類及び施工を含む業務実施状況をもとに要求水準の内容を満たしているかどうかの確認を行い、要求水準確認報告書により振興会に報告を行う。その手順は第1章2. 業績等の監視の方法による。 振興会は、事業者の報告に基づき確認を行うことを基本とし、事業者の提出する要求水準確認報告書、各提出書類及び施工を含む業務実施状況をもとに、要求水準の内容を満たしているかどうかの確認を行う。 また、振興会が必要と認めた場合は、施工を含む業務実施状況の重点的な確認を行う場合がある。
10	資料-1-2	4	7	第2章 2. (3) ①	振興会は、施工品質の確保のために特に重要で、施工の各段階で振興会が必要と認めた場合及び要求水準を満たさないことが完成確認時点で発見することが困難又は発見できたとしてもその修補を行うことが経済的・時間的・技術的に困難である場合に、品質等について、要求水準を満たしているか並びに要求水準確認計画書に従った確認が実施されているか等について実地調査による確認を行う。 なお、振興会は、実地調査に応じて、施工部分を最小限度破壊し、品質・性能の確認を行うことができる。	振興会は、品質確保のために特に重要で、施工段階を含む振興会が必要と認めた場合及び要求水準を満たさないことが完成確認時点で発見することが困難又は発見できたとしてもその修補を行うことが経済的・時間的・技術的に困難である場合に、品質等について、要求水準を満たしているか並びに要求水準確認計画書に従った確認が実施されているか等について実地調査による確認を行う。 なお、振興会は、必要に応じて、実地調査した部分を最小限度破壊し、品質・性能の確認を行うことができる。
11	資料-1-2	4	19	第2章 3. (1) ①	維持管理業務及び運営業務について、毎日自らの責任により選定企業の業績等及び要求水準達成状況について要求水準確認計画書に従い適切にセルフモニタリングを行う。	維持管理業務及び運営業務（国立能楽堂については、維持管理業務は対象外とし、運営業務のうち一部の業務を対象とする。）について、毎日自らの責任により選定企業の業績等及び要求水準達成状況について要求水準確認計画書に従い適切にセルフモニタリングを行う。
12	資料-1-2	7		表1.	(業務項目「振興会の事務支援業務」における、以下の記載。) 支払区分 対象となる事象 <u>事務支援業務費</u> 事務支援業務に係る要求水準未達成 仮移転先の什器・備品のレイアウト検討業務費 仮移転先の什器・備品のレイアウト検討業務に係る要求水準未達成	(削除) 支払区分 対象となる事象
13	資料-1-3	1	23	第1. 1. (1) ①	ただし、事業契約の締結日から国立能楽堂の維持管理・運営業務開始日（令和6年4月1日。以下「維持管理・運営業務開始日」という。）の前日までの期間に要した事業者の運営費（人件費、事務費等）についてはすべて施設費に含め、維持管理・運営業務開始日から国立劇場の引渡日までの期間に要した事業者の運営費（人件費、事務費等）については、その他の費用に含めるものとする。	ただし、事業契約の締結日から本施設の維持管理・運営業務開始日（令和6年4月1日）の前日までの期間に要した事業者の運営費（人件費、事務費等）についてはすべて施設費に含め、維持管理・運営業務開始日から国立劇場の引渡日までの期間に要した事業者の運営費（人件費、事務費等）については、その他の費用に含めるものとする。
14	資料-1-3	2	1	第1. 1. (1) ①イ	施設費Bは、施設費から施設費Aを差し引いた額を指し、国立劇場の維持管理・運営期間にわたって元利均等により割賦で対価を支払う。	施設費Bは、施設費から施設費Aを差し引いた額を指し、国立劇場の維持管理・運営期間にわたって元金均等により割賦で対価を支払う。
15	資料-1-3	2	4	第1. 1. (1) ②	施設費Bに係る割賦手数料（以下「割賦手数料」という。）は、それぞれ後掲の第2. 3. (1) ①に定める回数による施設費Bを元利均等による割賦とした場合の割賦金利とする。	施設費Bに係る割賦手数料（以下「割賦手数料」という。）は、それぞれ後掲の第2. 3. (1) ①に定める回数による施設費Bを元金均等による割賦とした場合の割賦金利とする。
16	資料-1-3	2	25	第1. 1. (2) ②	振興会の事務支援業務（事務支援業務、クリーニング業務、仮移転先の什器・備品のレイアウト検討業務及び仮移転先の内装、電話、LAN等工事・原状回復工事）	振興会の事務支援業務（クリーニング業務及び仮移転先の内装、電話、LAN等工事・原状回復工事）
17	資料-1-3	5		表1	(項目「維持管理・運営費その他の費用 運営費 振興会の事務支援業務費」における、以下の記載。) 支払区分 費用の内容 業務量に応じた支払（注1） <u>事務支援業務費</u> 国立劇場に係る事務支援業務費用 ○	(削除) 支払区分 費用の内容 業務量に応じた支払（注1）
18	資料-1-3	5		表1	(項目「維持管理・運営費その他の費用 運営費 振興会の事務支援業務費」における、以下の記載。) 支払区分 費用の内容 業務量に応じた支払（注1） <u>仮移転先の什器・備品のレイアウト検討業務費</u> 国立劇場に係る仮移転先の什器・備品のレイアウト検討業務費用 ○	(削除) 支払区分 費用の内容 業務量に応じた支払（注1）

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書・同添付資料等からの変更一覧表

本変更一覧表は、国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札公告に係る資料のうち、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札公告に係る資料（第1～3回の訂正を含む。）からの主な変更点を変更一覧表として取りまとめたものです。本変更一覧表に記載の資料名、頁数、行数（以下「資料名等」という。）は、令和5年2月3日公告の資料名等としています。また（ ）には令和4年4月12日公告の資料名等を記載しています。なお、誤記及び誤字の修正、項目の削除等に伴う番号等の修正、日付の時点修正、適用基準・条例等の更新の変更等は、記載していません。

No.	資料名	頁数	行数	項目	変更前	変更後
19	資料-1-3	7		表2	(支払額の記載) 1,401,014,000円 = 1,077,148,600円(消費税等込) 1,056,148,500円(消費税等込) 1,028,148,000円(消費税等込) 705,148,400円(消費税等込) 50,372,000,000円(消費税等込) 55,639,607,500円(消費税等込)	(支払額の記載) 1,401,014,000円 = 1,077,148,600円(消費税等込) 1,056,148,500円(消費税等込) 1,028,148,000円(消費税等込) 705,148,400円(消費税等込) 371,999,100円(消費税等込) 48,038,100,000円(消費税等込) 53,677,706,600円(消費税等込)
20	資料-1-3	9	8	第2 3. (1) ①イ	施設費Bについては、国立劇場の引渡日以降事業期間にわたり、各回の施設費B及び割賦手数料の支払額の合計(元利払い)が均等(元利均等返済)となるよう、年2回、全40回に分けて支払うものとする。	施設費Bについては、国立劇場の引渡日以降事業期間にわたり、令和11年度を除く各事業年度の支払額の合計が均等となるよう、令和12年度から年2回、全38回に分けて支払うものとする。各回の支払額は、次のとおりとする。 ・施設費Bの各回支払額 = 契約書内訳における施設費B全額の1/38
21	資料-1-3	9	13	第2 3. (1) ②	割賦手数料は、施設費Bとともに、国立劇場の引渡日以降事業期間にわたり、年2回、全40回支払うものとする。 (中略) なお、第1回目の割賦手数料の計算期間は、国立劇場の引渡日の翌日から令和11年9月30日までとする。 基準金利は、令和10年6月1日(予定。以下「金利確定日」という。)に確定することとし、以降は原則として割賦手数料の見直しを行わない。	割賦手数料は、施設費Bとともに、国立劇場の引渡日以降事業期間にわたり、年2回、全38回支払うものとする。 (中略) なお、第1回目の割賦手数料の計算期間は、国立劇場の引渡日の翌日から令和12年9月30日までとする。 基準金利は、令和11年6月1日(予定。以下「金利確定日」という。)に確定することとし、以降は原則として割賦手数料の見直しを行わない。
22	資料-1-3	11	1	第2 3. (2) ①	維持管理費は、国立劇場の維持管理業務開始日以降、事業期間にわたり、年2回、全50回支払うものとする。国立劇場の引渡日以降は、国立劇場に係る業務量の変化に応じた維持管理・運営費を支払うものとする。	維持管理費は、国立劇場の維持管理業務開始日(令和11年12月1日)以降、事業期間にわたり、年2回、全39回支払うものとする。運営費は、業務要求水準書(資料-2)【添付資料2-1】「本事業の業務内容及び振興会が実施する業務内容」に定める各運営業務の開始日以降、事業期間にわたり、年2回、最大全50回支払うものとする。 維持管理・運営業務における支払スケジュールは下表のとおり。 なお、本施設の運営業務の対象であるチケット販売支援業務費については、国立劇場の引渡日以降、国立劇場に係る業務量の変化に応じた維持管理・運営費を支払うものとし、当該業務開始日から国立劇場の引渡日までと、国立劇場の引渡日翌日から事業期間の終了日までとに区分したうえで、それぞれの期間においては毎年各回同額を計上すること。 (「表4. 維持管理・運営業務における支払スケジュール」を追加)
23	資料-1-3	14		表5	(支払区分「公演記録支援業務費」における、入札時の金額の記載) 令和6年度から令和11年度の上期まで、各年度の半期ごとに8,800,000円(税抜)を入札価格に含めること(ただし、令和11年度の上期について、国立劇場における業務は開業準備支援業務費として計上すること。) 令和11年度の下期以降は、各年度の半期ごとに28,900,000円(税抜)を入札価格に含めること。	令和11年度の下期に13,666,000円(税抜)を、令和12年度以降、各年度の半期ごとに20,500,000円(税抜)を入札価格に含めること。
24	資料-1-3	14		表5	(支払区分「冊子作製支援業務費」における、入札時の金額の記載) 令和6年度以降、各年度の半期ごとに26,700,000円(税抜)を入札価格に含めること。	令和6年度以降、各年度の半期ごとに23,500,000円(税抜)を入札価格に含めること。
25	資料-1-3	16		表5	(支払区分「事務支援業務費」における、支払区分、入札時の金額、対価の支払プロセスの記載)	(削除)
26	資料-1-3	16		表5	(支払区分「仮移転先の什器・備品のレイアウト検討業務費」における、支払区分、入札時の金額、対価の支払プロセスの記載)	(削除)
27	資料-1-3	18	15	第5 2. 施設費の物価変動に基づく改定	・特別な要因により主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、施設費が不適当になった場合	①特別な要因により主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、施設費が不適当になった場合 【参考通知】 ・「工事請負契約基準第26条第5項の運用について(通知)」(令和4年6月30日付)4施設第11号、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室長 [文部科学省ホームページ] https://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/kitei/detail.asp?tsuchiId=1393 ・「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)について」(令和4年8月5日付け事務連絡、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室長) [文部科学省ホームページ] https://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/kitei/detail.asp?tsuchiId=1395 ・「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)(宮繕工事版)について」(令和4年9月29日付け事務連絡、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室長) [文部科学省ホームページ] https://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/kitei/detail.asp?tsuchiId=1397

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書・同添付資料等からの変更一覧表

本変更一覧表は、国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札公告に係る資料のうち、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札公告に係る資料（第1～3回の訂正を含む。）からの主な変更点を変更一覧表として取りまとめたものです。本変更一覧表に記載の資料名、頁数、行数（以下「資料名等」という。）は、令和5年2月3日公告の資料名等としています。また（ ）には令和4年4月12日公告の資料名等を記載しています。なお、誤記及び誤字の修正、項目の削除等に伴う番号等の修正、日付の時点修正、適用基準・条例等の更新の変更等は、記載していません。

No.	資料名	頁数	行数	項目	変更前	変更後
28	資料-1-3	19	1	第5 2. 施設費の物価変動に基づく改定	・予期することのできない特別の事情により、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、施設費が著しく不適当となった場合	②予期することのできない特別の事情により、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、施設費が著しく不適当となった場合 【参考通知】 ・「賃金等の変動に対する工事請負契約基準第25第6項の運用について（通知）」（平成26年2月4日付け25施設企第33号、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長） 「文部科学省ホームページ」 https://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/kitei/detail.asp?tsuchiId=534 ・「賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項（インフレライド条項）運用マニュアル（暫定版）（高橋工事版）について」（令和4年9月29日付け事務連絡、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室長） 「文部科学省ホームページ」 https://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/kitei/detail.asp?tsuchiId=1398
29	資料-1-3	別紙-1		別紙1 費用負担の考え方 摘要表 施設整備	業務 範囲 按分方法 解体撤去工事 既存建物等の解体撤去費用 ② 電波障害対策工事 電波障害対策費用 ①	業務 範囲 按分方法 解体撤去工事 既存建物等の解体撤去費用 ② 土壌汚染対策工事 土壌汚染対策費用 ② 電波障害対策工事 電波障害調査・対策費用 ①
30	資料-1-3	別紙-3	1	別紙3 入札用基準金利	第2. 3. (1) ②割賦手数料に示す入札用基準金利は以下の金利とし、各年度の施設費Bの支払額及び割賦手数料を算定すること。なお、本来の元利均等払いにおける基準金利は応募者が提案するスプレッドに応じて、変動するものであるが、本事業の入札にあたっては各応募者共通で以下の金利とする。 基準金利 0.800%	第2. 3. (1) ②割賦手数料に示す入札用基準金利について、以下のとおり公表する。 入札にあたっては、以下の基準金利を用いて事業費を算定すること。 基準金利 1.100%
31	資料-2	2-2	28	第2章 第2節 2.	2. 国立劇場及び国立能楽堂の維持管理業務 国立能楽堂で行う業務等は、令和6年4月1日午前0時から、国立劇場で行う業務については、令和11年4月1日午前0時から、令和31年3月31日午後12時まで、以下の維持管理業務を行う。 (1) 定期点検等及び保守業務※ (2) 舞台関係設備の定期点検等及び保守業務※ (3) 運転・監視及び日常点検・保守業務※ (4) 清掃業務※ (5) 作業環境測定業務※ (6) 修繕業務※ (7) 什器・備品調達業務※ ※国立能楽堂で行う業務を示すが一部の業務を除く。詳細は「第5章、維持管理・運営」による。	2. 国立劇場の維持管理業務 令和11年12月1日午前0時から、令和31年3月31日午後12時まで、以下の維持管理業務を行う。 (1) 定期点検等及び保守業務※ (2) 舞台関係設備の定期点検等及び保守業務※ (3) 運転・監視及び日常点検・保守業務※ (4) 清掃業務※ (5) 作業環境測定業務※ (6) 修繕業務※ (7) 什器・備品調達業務※
32	資料-2	2-2	38	第2章 第2節 3.	3. 国立劇場及び国立能楽堂の運営業務 国立能楽堂で行う業務等は、令和6年4月1日午前0時から、国立劇場で行う業務については、令和11年4月1日午前0時から、令和31年3月31日午後12時まで、以下の運営業務を行う。 (1) 警備業務※ (2) 来場者サービス支援業務※ (3) チケット販売支援業務※ (4) 公演記録支援業務※ (5) 普及発信施設の運営支援業務※ (6) 冊子作製・配送等支援業務※ (7) 振興会の事務支援業務※ (8) 開業準備支援業務※ (9) 飲食・物販等サービス提供業務※ ※国立能楽堂で行う業務を示すが一部の業務を除く。詳細は「第5章、維持管理・運営」による。	3. 国立劇場及び国立能楽堂の運営業務 国立能楽堂で行う業務等は、令和6年4月1日午前0時から、国立劇場で行う業務については、令和11年12月1日午前0時から、令和31年3月31日午後12時まで、以下の運営業務を行う。（国立劇場に係る一部の業務は、令和6年4月1日から開始する。） (1) 警備業務※ (2) 来場者サービス支援業務※ (3) チケット販売支援業務※ (4) 公演記録支援業務※ (5) 普及発信施設の運営支援業務※ (6) 冊子作製・配送等支援業務※ (7) 振興会の事務支援業務※ (8) 開業準備支援業務※ (9) 飲食・物販等サービス提供業務※ ※国立能楽堂で行う業務を示すが一部の業務を除く。詳細は「第5章、維持管理・運営」による。
33	資料-2	2-5	9	第2章 第4節 2. (3) 電力	国道20号線（内堀通り）に電力供給幹線（特別高圧22kV）用の引込管が共同溝から敷設されている。	国道20号線（内堀通り）に電力供給幹線（特別高圧）用の引込管が共同溝から敷設されている。
34	資料-2	3-1	8	第3章 第1節 1.	本事業は、約26年間にわたり、国立劇場の施設整備及び維持管理・運営、国立能楽堂における一部の維持管理・運営を包括的に実施する事業であることから、事業者は、各業務の実施を総合的に管理するというだけでなく、本事業の目的が自らの目的であることを認識し、事業の円滑な進捗のために施設管理者の視点に立って、効率的かつ効果的に事業全体の調整及び管理を行うものとする。	本事業は、約25年間にわたり、国立劇場の施設整備及び維持管理・運営、国立能楽堂における一部の運営を包括的に実施する事業であることから、事業者は、各業務の実施を総合的に管理するというだけでなく、本事業の目的が自らの目的であることを認識し、事業の円滑な進捗のために施設管理者の視点に立って、効率的かつ効果的に事業全体の調整及び管理を行うものとする。
35	資料-2	4-13	44	第4章 第4節 3. (1) ②f. (a) (ア)	(ア)東京電力の変電所から特別高圧（22kV）2回線（本線・予備線）を引き込み受電する。	(ア)東京電力の変電所から特別高圧（22kV以上）2回線を引き込み受電する。なお、受電方式については、東京電力パワーグリッド株式会社と協議により決定する。
36	資料-2	4-29	34	第4章 第5節 2. (1) ⑬	(※ (2) 電気設備①k. から記載位置移動)	⑬機器及びシステムは、導入時点で高水準の仕様とする。特に技術変化が激しい設備分野のものは機器及びシステムの技術変化動向を確認し、導入仕様の決定前に振興会と十分協議のうえ決定する。
37	資料-2	4-29	37	第4章 第5節 2. (1) ⑭	(※ (2) 電気設備①u. から記載位置移動)	⑭採用する機器に関する消耗品及び交換部材については、手配から納入までの期間が原則として2週間以内に対応可能なものとする。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書・同添付資料等からの変更一覧表

本変更一覧表は、国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札公告に係る資料のうち、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札公告に係る資料（第1～3回の訂正を含む。）からの主な変更点を変更一覧表として取りまとめたものです。本変更一覧表に記載の資料名、頁数、行数（以下「資料名等」という。）は、令和5年2月3日公告の資料名等としています。また（ ）には令和4年4月12日公告の資料名等を記載しています。なお、誤記及び誤字の修正、項目の削除等に伴う番号等の修正、日付の時点修正、適用基準・条例等の更新の変更等は、記載していません。

No.	資料名	頁数	行数	項目	変更前	変更後
38	資料-2	4-30	2	第4章 第5節 2. (2) ①h. (a)	(a)電力ケーブルの引込みは、東京電力の変電所から特高(22kV)2回線(本線・予備線)を複合施設の特高受変電室まで引き込むものとする。	(a)電力ケーブルの引込みは、東京電力の変電所から特高(22kV以上)2回線を複合施設の特高受変電室まで引き込むものとする。
39	資料-2	4-32	4	第4章 第5節 2. (2) ③a.	a.東京電力の変電所から特高(22kV)を2回線(本線・予備線)で受電する。	a.東京電力の変電所から特高(22kV以上)を2回線で受電する。なお、受電方式については、東京電力パワーグリッド株式会社と協議により決定する。
40	資料-2	4-34	42	第4章 第5節 2. (2) ⑨f.	f.電話機は、【添付資料4-5】「各室性能表」、【添付資料4-7】「各室の性能特記事項」によるほか、携帯電話(PHS含む。)やスマートフォン等を利用したモバイル内線電話システムの回線数は400回線程度とする。なお、詳細については振興会と協議のうえ決定する。	f.電話機は、【添付資料4-5】「各室性能表」、【添付資料4-7】「各室の性能特記事項」によるほか、携帯電話(PHS含む。)やスマートフォン等を利用したモバイル内線電話システムの回線数は500回線程度とする。なお、詳細については振興会と協議のうえ決定する。
41	資料-2	4-41	24	第4章 第5節 2. (2) ⑩h.	h.機械設備で設置する自動制御設備(中央監視装置)及びBEMSと連携可能な機能を有するものとする。	h.機械設備で設置する自動制御設備(中央監視装置)及びBEMSとデータの相互連携が可能なものとする。
42	資料-2	4-47	2	第4章 第5節 2. (3) ⑤h.	h.電気設備で設置する中央監視装置から出力されるe.で必要な計測データをネットワーク経由で入出力できるものとする。	h.電気設備で設置する中央監視装置とデータの相互連携が可能なものとする。
43	資料-2	4-49	52	第4章 第5節 2. (3) ⑩d.	d.全号機(非常用・搬入用を除く。)において自動的 に 運転速度を変更するなど、運転モードを変更できる機能を有するものとする。	d.全号機(非常用・搬入用を除く。)において、運転モードを変更することなどにより効率的な運転が可能となる機能を有するものとする。
44	資料-2	4-60	44	第4章 第6節 1. (10) ⑥	(新規)	⑥大劇場の舞台、花道、小劇場の舞台、花道、演芸場の主舞台の床材については、木材調達の観点から振興会と協議できるものとする。
45	資料-2	4-61	50	第4章 第6節 2. (1) ② b. (a) (ア)	(ア)吉野檜片面無節芯去り材	(ア)舞台、花道は吉野檜片面無節芯去り材、舞台袖は檜片面小節芯去り材
46	資料-2	4-69	4	第4章 第6節 3. (1) ② b. (a) (ア)	(ア)吉野檜片面無節芯去り材	(ア)舞台、花道は吉野檜片面無節芯去り材、舞台袖は檜片面小節芯去り材
47	資料-2	4-75	9	第4章 第6節 4. (1) ② b. (a) (ア)	(ア)尾州檜片面無節芯去り材	(ア)尾州檜片面無節芯去り材(既存演芸場の主舞台の床材の再利用について検討し、振興会と協議する。)
48	資料-2	4-97	39	第4章 第8節 4. (5) ②	a.振興会は施工段階において提出書類及び実地による重点的な確認を行うものとし、確認時期、確認箇所及び提出資料については、建設工事着手前に振興会が指定する。 b.事業者が提出する資料等は、要求水準確認計画書における建設工事の業務内容や役割との整合性を確保するものとする。 c.事業者は振興会による実地確認に立ち会うものとする。	a.振興会は建設業務における各提出書類及び施工を含む業務実施状況の重点的な確認を行うものとし、確認時期、確認箇所及び提出資料については、建設工事着手前に振興会が指定する。 b.事業者が提出する資料等は、要求水準確認計画書における建設工事の業務内容や役割との整合性を確保するものとする。 c.事業者は振興会による各提出書類及び施工を含む業務実施状況の重点的な確認に立ち会うものとする。
49	資料-2	4-101	3	第4章 第8節 4. (26)	(26) その他	(26)建設業務に係る各設備等の操作性の確認 建設業務の業種監視の一環として、特に各劇場等においては国立劇場の施設引渡しの前から(3か月程度)実地における重点的な確認を予定している。 各設備等の操作性等の確認を安全に実施できるよう振興会に協力するとともに、具体的な時期、内容について協議する。 (27) その他
50	資料-2	5-3	10	第5章 第1節 1. (2) ⑤	また、温室効果ガスの排出の抑制に関し、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(令和3年10月22日閣議決定)」を参考にすること。	また、温室効果ガスの排出の抑制に関し、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(令和3年10月22日閣議決定)」等の政府の施策を参考にすること。
51	資料-2	5-3	27	第5章 第1節 2. (1) ②	令和11年4月1日0時0分から、令和31年3月31日24時0分までとする。ただし、国立能楽堂で行う業務は、令和6年4月1日0時0分から開始する。 業務開始に向けては、円滑に業務を実施できるように準備を行うこと。また、国立能楽堂で行う業務については、事前に引継ぎを受けること。	令和11年12月1日0時0分から、令和31年3月31日24時0分までとする。 業務開始に向けては、円滑に業務を実施できるように準備を行うこと。
52	資料-2	5-4	28	第5章 第1節 3. (4)	業務従事者が休務した場合は、代替要員を速やかに配置できる体制とすること。	業務従事者が休務した場合等にあっても、安全で安定したサービスが提供できる体制とすること。
53	資料-2	5-11	13	第5章 第1節 5. (7) ③	事業者は振興会と協議のうえ、維持管理・運営業務の実施のために必要となる管理諸室(監視室、事務室(事業者)、受付、防災センター)及び要求水準書で定めた諸室、共用部分及びエレベーター等の共用設備を無償で使用する事ができる。	事業者は振興会と協議のうえ、維持管理・運営業務の実施のために必要となる管理諸室(【添付資料4-5-1】「舞台各室性能表」の舞台機構スタッフ控室、【添付資料4-5-5】「客席・ホワイエ各室性能表」の事務室(大劇場)・事務室(小劇場)・事務室(演芸場)、【添付資料4-5-9】「事務管理各室性能表」のチケットセンターの一部・電話交換室・警備室・清掃員控室等、【添付資料4-5-10】「施設設備・交通部分各室性能表」の防災センター・監視室・監視室控室及び要求水準書で定めた諸室)、共用部分及びエレベーター等の共用部分の設備を無償で使用する事ができる。
54	資料-2	5-12	36	第5章 第1節 5. (11) ④	個人情報の取扱いに関し、盗難、紛失、漏洩等の事故があった場合、速やかに振興会に報告するとともに、文部科学省への報告、個人情報対応窓口の設置等、他の当事者と協議のうえ、その事後処理に努めるものとする。	個人情報の取扱いに関し、盗難、紛失、漏洩等の事故があった場合、速やかに振興会に報告するとともに、個人情報対応窓口の設置等、他の当事者と協議のうえ、その事後処理に努めるものとする。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書・同添付資料等からの変更一覧表

本変更一覧表は、国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札公告に係る資料のうち、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札公告に係る資料（第1～3回の訂正を含む。）からの主な変更点を変更一覧表として取りまとめたものです。本変更一覧表に記載の資料名、頁数、行数（以下「資料名等」という。）は、令和5年2月3日公告の資料名等としています。また（ ）には令和4年4月12日公告の資料名等を記載しています。なお、誤記及び誤字の修正、項目の削除等に伴う番号等の修正、日付の時点修正、適用基準・条例等の更新の変更等は、記載していません。

No.	資料名	頁数	行数	項目	変更前	変更後
55	資料-2	5-15	6	第5章 第2節 4. (1) ⑤	事業者は、日常清掃実施に伴い、各劇場及び事業者が使用する室又はその他の諸室以外で拾得物があった場合は、遅滞なく防災センターに届ける。	事業者は、日常清掃実施に伴い、各劇場及び事業者が使用する室以外で拾得物があった場合は、遅滞なく防災センターに届ける。
56	資料-2	5-17	13	第5章 第3節 7.	事業者は、【添付資料5-3-11】「振興会の事務支援業務に係る要求水準」に基づき、事務支援業務、クリーニング業務、仮移転先の什器・備品のレイアウト検討業務、仮移転先の内装、電話、LAN等工事・原状回復工事業務を実施する。なお、現国立劇場におけるクリーニング業務実績等については、【参考資料5-3-9】「振興会の事務支援業務に関するデータ」に記載のとおりである。	事業者は、【添付資料5-3-11】「振興会の事務支援業務に係る要求水準」に基づき、クリーニング業務、仮移転先の内装、電話、LAN等工事・原状回復工事業務を実施する。なお、現国立劇場におけるクリーニング業務実績等については、【参考資料5-3-8】「振興会の事務支援業務に関するデータ」に記載のとおりである。
57	添付資料2-1	2		運営業務	(業務内容「電話受付案内業務」における、以下の記載) 国立劇場 ○(R11～) 国立能楽堂 ×	国立劇場 ○(R6～) 国立能楽堂 ×
58	添付資料2-1	2		運営業務	(業務内容「電話受付案内業務」・「冊子作製支援業務」における記載) 電話受付案内業務 冊子作製支援業務	電話受付案内業務 ※1 冊子作製支援業務 ※1
59	添付資料2-1	2		運営業務	(業務内容「チケット販売支援業務」における、以下の記載) 業務内容 システム構築等業務 インターネット予約受付等業務 電話予約業務 販売・発券業務 会員事務局支援業務 国立劇場 ○(R11～) 国立能楽堂 ○(R6～)	(業務内容「チケット販売支援業務」における、以下の記載) 業務内容 システム構築等業務 インターネット予約受付等業務 電話予約業務 販売・発券業務 会員事務局支援業務 国立劇場 国立能楽堂 施設に関わらず実施 (R7～)
60	添付資料2-1	2		運営業務	(業務内容「公演記録支援業務」における、以下の記載) 業務内容 映像資料複製業務 公演記録写真リサイズ ・ディスク作製業務 国立劇場 国立能楽堂 施設に関わらず実施 (R6～) ×	(業務内容「公演記録支援業務」における、以下の記載) 業務内容 映像資料複製業務 公演記録写真リサイズ ・ディスク作製業務 国立劇場 国立能楽堂 ○(R11～) × ○(R11～) ×
61	添付資料2-1	2		運営業務	(業務内容「配送支援業務」・「引越業務」における記載) 配送支援業務 ※1 引越業務 ※2	配送支援業務 ※2 引越業務 ※3
62	添付資料2-1	2		運営業務	(業務内容「振興会の事務支援業務」における、以下の記載) 業務内容 事務支援業務 国立劇場 ○(R11～) 国立能楽堂 ×	(削除) 業務内容 国立劇場 国立能楽堂
63	添付資料2-1	2		運営業務	(業務内容「振興会の事務支援業務」における、以下の記載) 業務内容 仮移転先の什器・備品のレイアウト検討 国立劇場 ○(R5)	(削除) 業務内容 国立劇場
64	添付資料2-1	2		欄外	(新規)	※1 国立劇場の供用開始前までは、国立劇場外の施設等で既存施設及び仮移転先における業務を実施すること。詳細は業務要求水準書による。
65	添付資料2-1	2		欄外	※1 配送支援業務のうち、冊子・チラシ・ポスター等配送手配、チケット配送手配、あぜくら会員関連書類配送手配は施設に関わらず令和6年度から実施するが、宅配便集荷・配送手配、メール便集荷・配送手配、郵便収集・配送手配は国立劇場のみ、令和11年度から実施すること。	※2 配送支援業務のうち、冊子・チラシ・ポスター等配送手配、チケット配送手配、あぜくら会員関連書類配送手配は令和6年度から実施するが、宅配便集荷・配送手配、メール便集荷・配送手配、郵便収集・配送手配は、令和11年度から実施すること。
66	添付資料4-6-7	1	8	欄外	(新規)	・大劇場、小劇場、演芸場の舞台、客席の表中の数値は、各々の舞台中心間(各々プロセニウム中心線において舞台先端から5mの位置)においての数値である。(その他の室は室の中心とする。) ・表中の数値は大劇場、小劇場、演芸場、稽古場、研修室で大太鼓を使用した時に、他の室に対して運用上問題とならないことを前提に設定しているが、事業者の施設計画等によりこれにより難い場合は、振興会と協議できるものとする。
67	添付資料4-12-2	1		凡例	床材A：尾州樟片面無節芯去り材仕上げ30 t	床材A：尾州樟片面無節芯去り材仕上げ
68	添付資料5-2-3(4)	2(2)	13(3)	1. (5)	(5)事務室(事業者)の無償使用	(5)舞台機構スタッフ控室の無償使用
69	添付資料5-2-4(6)	1(1)	7(6)	2. 業務実施体制①	本事業専任の業務責任者を配置すること。業務責任者は、建築物環境衛生管理技術者・第二種電気主任技術者資格以上・一級ボイラー技師以上・高圧ガス製造保安責任者第二種冷凍機械以上の有資格者で実務経歴10年以上の者とする。なお、業務責任者は、他の技術者及び業務従事者を兼ねることができる。	本業務を統括管理する業務責任者を配置すること。業務責任者は、建築物環境衛生管理技術者・第二種電気主任技術者資格以上・二級ボイラー技士以上・高圧ガス製造保安責任者第二種冷凍機械以上のうち2以上の有資格者で実務経歴10年以上の者とする。なお、業務責任者は、業務従事者を兼ねることができる。

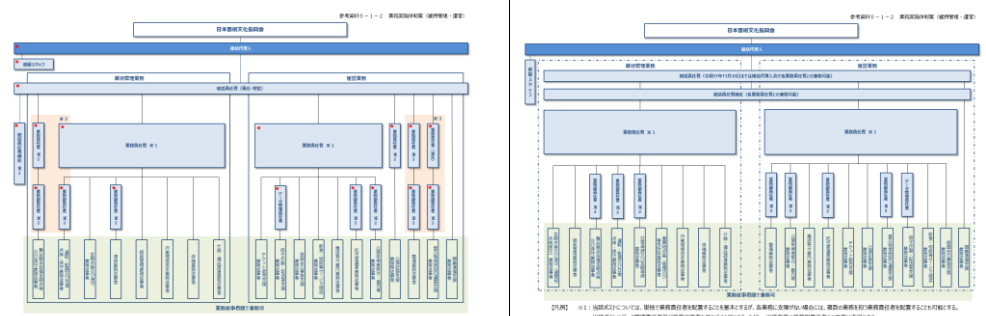
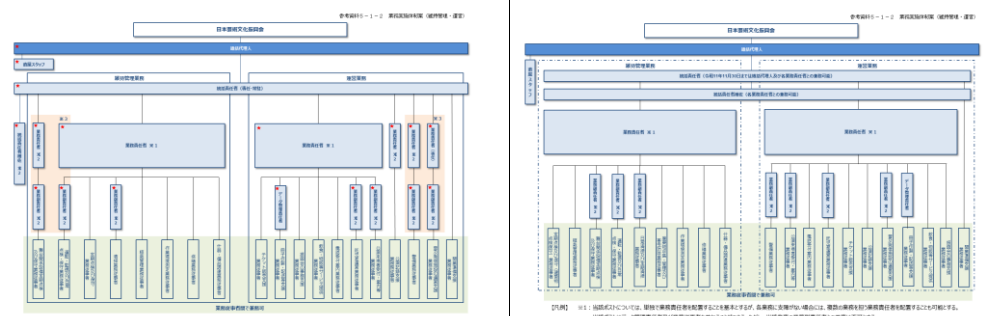
国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書・同添付資料等からの変更一覧表

本変更一覧表は、国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札公告に係る資料のうち、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札公告に係る資料（第1～3回の訂正を含む。）からの主な変更点を変更一覧表として取りまとめたものです。本変更一覧表に記載の資料名、頁数、行数（以下「資料名等」という。）は、令和5年2月3日公告の資料名等としています。また（ ）には令和4年4月12日公告の資料名等を記載しています。なお、誤記及び誤字の修正、項目の削除等に伴う番号等の修正、日付の時点修正、適用基準・条例等の更新の変更等は、記載していません。

No.	資料名	頁数	行数	項目	変更前	変更後				
70	添付資料5-2-4 (6)	1 (1)	11 (11)	2. 業務実施体制②	業務副責任者は業務責任者を補佐する者とし、第三種電気主任技術者資格以上・二級ボイラー技師・建築物環境衛生管理技術者・高圧ガス製造保安責任者第二種冷凍機械のうち2以上の有資格者で実務経歴10年以上の者とする。内1名は、業務責任者と別の資格（電気又は機械）の技術者とする。なお、業務副責任者は、他の技術者及び業務従事者を兼ねることができる。	業務副責任者は業務責任者を補佐する者とし、建築物環境衛生管理技術者・第三種電気主任技術者資格以上・二級ボイラー技師以上・高圧ガス製造保安責任者第二種冷凍機械以上のうち、いずれかの有資格者で実務経歴10年以上の者を配置すること。なお、業務副責任者は、業務従事者を兼ねることができる。				
71	添付資料5-2-4 (6)	1	15	2. 業務実施体制③	(新規)	③業務従事者のうち、電気設備及び機械設備を把握指導する業務従事者を各1名以上配置すること。				
72	添付資料5-2-4 (6)	1 (1)	17 (16)	2. 業務実施体制④	④電気技術者は電気設備を担当する業務担当者を把握指導する技術者とし、第三種電気主任技術者資格以上又は第一種電気工事士以上の有資格者で実務経歴6年以上の者とする。	④電気設備を把握指導する業務従事者は、第三種電気主任技術者資格以上又は第一種電気工事士以上の有資格者で実務経歴6年以上の者とする。				
73	添付資料5-2-4 (6)	1 (1)	19 (18)	2. 業務実施体制⑤	⑤機械技術者は機械設備を担当する業務担当者を把握指導する技術者とし、一級ボイラー技師以上の有資格者で実務経歴6年以上の者、かつ高圧ガス製造保安責任者第三種冷凍機械資格相当で実務経歴6年以上の者とする。	⑤機械設備を把握指導する業務従事者は、一級ボイラー技師以上かつ高圧ガス製造保安責任者第三種冷凍機械以上の有資格者で実務経歴6年以上の者とする。				
74	添付資料5-2-4 (6)	1 (1)	21 (21)	2. 業務実施体制⑤	⑤業務担当者は、工業高等学校の電気科又は機械科の卒業生、若しくはこれと同等以上の学歴又は経験等を有する者で実務経歴2年以上の者とする。	⑥業務従事者は、工業高等学校の電気科又は機械科の卒業生、若しくはこれと同等以上の学歴又は経験等を有する者で実務経歴2年以上の者とする。				
75	添付資料5-2-4 (6)	1 (1)	(24)	2. 業務実施体制	⑦業務を遂行するために関連する資格（ビル管理士・消防設備士・危険物取扱者等）の取得は一部の者とならないようにする。	(削除)				
76	添付資料5-2-5 (8)	1 (1)		表5-1	共用ロビー、展示室、レクチャー室、レストラン客席・厨房、授乳室、託児室、便所	共用ロビー、展示室、レクチャー室、授乳室、託児室、便所				
77	添付資料5-2-5 (8)	2 (2)	33 (33)	4. (3) ② c.	来場客が頻繁に出入りする共用部分においては、特に頻繁に実施し、消耗品等の不足、塵等の充満がないようにすること。衛生面に留意し、汚臭等による不快感がなく、常に清潔であるようにする。また、作業中に設備器具等に不具合等を見つけた場合は速やかに振興会へ報告すること。	来場客が頻繁に出入りする部分においては、日常巡回清掃を充実させ、消耗品等の不足、塵等の充満がないようにすること。また、衛生面に留意し、汚臭等による不快感がなく、常に清潔であるようにする。				
78	添付資料5-2-5 (8)	2 (2)	(33)	4. (3) ② d.	d. グランドロビー、ホワイエのテーブル、ソファ等の什器・備品清掃を随時行うこと。	(削除)				
79	添付資料5-2-5 (8)	2 (2)	(45)	4. (3) ③ d.	楽屋の日常清掃の詳細については、業務計画書により実施すること。	(削除)				
80	添付資料5-2-5 (8)	5		表5-4	(新規)	(項目「A グランドロビー、エントランス、ホワイエ、劇場」に1行追加) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">部位</td> <td style="text-align: center;">要求水準</td> </tr> <tr> <td>テーブル、ソファ等の什器・備品</td> <td>日常的に拭きを行い、埃、汚れが目立たない状態を維持すること。</td> </tr> </table>	部位	要求水準	テーブル、ソファ等の什器・備品	日常的に拭きを行い、埃、汚れが目立たない状態を維持すること。
部位	要求水準									
テーブル、ソファ等の什器・備品	日常的に拭きを行い、埃、汚れが目立たない状態を維持すること。									
81	添付資料5-2-5 (8)	9 (9)	21 (16)	6. (3)	(3) 事務室（事業者）の無償使用	(3) 清掃員控室等の無償使用				
82	添付資料5-2-7 (10)	1 (1)	4 (4)	2.	第一種又は第二種作業環境測定士の有資格者を業務責任者として配置すること。	業務責任者を配置すること。業務責任者は、業務従事者以上の経験、知識及び技能を有するものとし、業務従事者を兼ねることができる。業務従事者は、業務に必要な知識及び技能を有するものとする。				
83	添付資料5-3-1	1	3	1. (1)	①令和6年4月1日から国立能楽堂を業務の対象とする。 ②国立劇場の供用開始後は、国立能楽堂及び国立劇場を業務の対象とする。なお、国立劇場の警備業務については、民間収益施設の警備と相互に連携協力をするとともに、役割の明確化を図り、適切に業務を遂行すること。	令和11年12月1日から事業終了まで、国立劇場における警備業務を対象とし、民間収益施設の警備と相互に連携協力をするとともに、役割の明確化し適切に業務を遂行すること。				
84	添付資料5-3-1	4	41	2. (3) ② d.	(新規)	本敷地外や本敷地の車両の出入口で交通誘導を行う際は、交通誘導業務検定1級または2級に合格した業務従事者を配置するなど、特に安全に配慮すること。				
85	添付資料5-3-3	3	38	7 (2) ④	(新規)	j. 掲示物の掲示板への掲示 k. 「文書等掲示許可申請書」の許可手続取扱い事務				
86	添付資料5-3-3	4	45	7 (2) ⑩	d. その他振興会より指示を受けた業務の対応	d. コインロッカーの集金及び職員への引渡し e. その他振興会より指示を受けた業務の対応				
87	添付資料5-3-4	1	2	1.	令和6年4月1日から国立劇場の供用開始までは国立能楽堂及び仮移転先を業務の対象とし、国立劇場の供用開始後は、国立能楽堂及び国立劇場を業務の対象とする。	令和6年4月1日から国立劇場の引渡しまでは既存施設及び仮移転先における業務を対象とし、国立劇場の引渡し後から事業終了までは、国立劇場における業務を対象とする。				

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書・同添付資料等からの変更一覧表

本変更一覧表は、国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札公告に係る資料のうち、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札公告に係る資料（第1～3回の訂正を含む。）からの主な変更点を変更一覧表として取りまとめたものです。本変更一覧表に記載の資料名、頁数、行数（以下「資料名等」という。）は、令和5年2月3日公告の資料名等としています。また（ ）には令和4年4月12日公告の資料名等を記載しています。なお、誤記及び誤字の修正、項目の削除等に伴う番号等の修正、日付の時点修正、適用基準・条例等の更新の変更等は、記載していません。

No.	資料名	頁数	行数	項目	変更前	変更後
88	添付資料5-3-6	1	19	1. (2) ①	システム構築等業務については、令和6年4月1日から予約システムが使用できるように予約システムの構築等を開始すること。具体的な開始時期については、振興会と協議を行い、業務計画書に記載すること。	システム構築等業務については、令和7年4月1日から予約システムが使用できるようにシステム構築等業務を開始すること。具体的な開始時期については、振興会と協議を行い、業務計画書に記載すること。
89	添付資料5-3-6	1	22	1. (2) ②	システム構築等業務以外の業務については、令和6年4月1日から業務を開始すること。	システム構築等業務以外の業務については、令和7年4月1日から業務を開始すること。
90	添付資料5-3-6	1	34	1. (2) ⑤	予定公演日数 195日/年、予定公演回数 314回/年	予定公演日数 歌舞伎公演 114日/年、予定公演回数 160回/年 文楽公演 65日/年、予定公演回数 130回/年 日本舞踊、邦楽等公演 9日/年、予定公演回数 13回/年 大衆芸能公演 138日/年、予定公演回数 138回/年
91	添付資料5-3-6	2	9	1. (3) ④	国立劇場内チケット売場、国立能楽堂チケット売場及び国立劇場内チケットセンターで業務を行うこと。	国立劇場内チケット売場、国立能楽堂チケット売場及び国立劇場内チケットセンターで業務を行うこと。既存施設における業務が終了してからの、国立劇場において業務が実施できるようになるまでの期間においては、国立能楽堂及び仮移転先で業務を行うこと。ただし、主催公演を行う外部の劇場において業務を行う場合は、振興会が別途費用を負担する。
92	添付資料5-3-6	2	15	1. (3) ⑤	国立劇場内チケットセンターで業務を行うこと。	国立劇場内チケットセンターで業務を行うこと。既存施設における業務が終了してからの、国立劇場において業務が実施できるようになるまでの期間においては、国立能楽堂又は仮移転先で業務を行うこと。
93	添付資料5-3-6	2	19	1. (4) ②	チケット販売支援業務の業務責任者を配置すること。	本業務を統括管理する業務責任者を配置すること。業務責任者は、業務従事者を兼ねることができる。
94	添付資料5-3-7	1	10	1. (2)	公演記録支援業務は、令和6年4月1日から事業を開始すること。国立劇場の供用開始後は、国立劇場及び国立能楽堂を業務の対象とする。なお、公演記録写真リサイズ・ディスク作製業務については、国立劇場のみを業務の対象とする。	令和11年12月1日から事業終了まで、国立劇場における業務を対象とする。
95	添付資料5-3-7	1	15	1. (3) ① e.	公演記録支援業務の業務責任者は、テクニカルディレクターと同等以上の実績を有すること。また、他の業務責任者と兼務することはできない。	業務責任者は、テクニカルディレクターと同等以上の実績を有すること。また、業務従事者を兼ねることができる。
96	添付資料5-3-8	5	23	1. (7)	(新規)	(7) チケットセンターの一部の無償使用 本件業務の実施のために必要となる管理諸室として、【添付資料4-5-9】「事務管理各室性能表」のチケットセンターの一部を無償で使用することができる。ただし、チケットセンターは、チケット販売支援業務等による使用も兼ねる。
97	添付資料5-3-9	1	16	1. (2)	冊子作製・配送等支援業務は、令和6年4月1日から業務を開始すること。	冊子作製・配送等支援業務は、令和6年4月1日から国立劇場の引渡しまでは既存施設及び仮移転先における業務を対象とし、国立劇場の引渡し後から事業終了までは、国立劇場における業務を対象とする。ただし、配送支援業務のうち、宅配便集荷・配送手配、メール便集荷・配送手配及び郵便収集・配送手配については、令和11年12月1日からとする。
98	添付資料5-3-9	3	3	3. (1) ①	冊子、チラシ及びポスター等作製業務において作製したものを、及び、振興会の事務支援業務において作製した助成金関連書類を、振興会の指示に従い、封入、封緘し、配送の手配を行うこと。	冊子、チラシ及びポスター等作製業務において作製したものを、振興会の指示に従い、封入、封緘し、配送の手配を行うこと。
99	添付資料5-3-11	1	1	1.	1. 事務支援業務に係る要求水準	(「1. 事務支援業務に係る要求水準」の項目の記載をすべて削除)
100	添付資料5-3-11	2		3. (2)	3. (2) 仮移転先の仕器・備品のレイアウト検討	(「3. (2) 仮移転先の仕器・備品のレイアウト検討」の項目の記載をすべて削除)
101	参考資料5-1-2	1				

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書・同添付資料等からの変更一覧表

本変更一覧表は、国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札公告に係る資料のうち、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札公告に係る資料（第1～3回の訂正を含む。）からの主な変更点を変更一覧表として取りまとめたものです。本変更一覧表に記載の資料名、頁数、行数（以下「資料名等」という。）は、令和5年2月3日公告の資料名等としています。また（ ）には令和4年4月12日公告の資料名等を記載しています。なお、誤記及び誤字の修正、項目の削除等に伴う番号等の修正、日付の時点修正、適用基準・条例等の更新の変更等は、記載していません。

No.	資料名	頁数	行数	項目	変更前	変更後
112	資料－5	24	5 及び 11	第5.3. (3)⑤貸付 料の提案金額 の評価方法	基準貸付料：1,290,000,000円（年額） ただし、すべての応募者における最高の提案貸付料が1,500,000,000円（年額）未満の場合、「応募者における最高の提案貸付料」は1,500,000,000円（年額）として加点を計算する。	基準貸付料：965,000,000円（年額） ただし、すべての応募者における最高の提案貸付料が1,100,000,000円（年額）未満の場合、「応募者における最高の提案貸付料」は1,100,000,000円（年額）として加点を計算する。
113	様式6－2	1	7	注記	なお、各様式に添付する書類の頁数の記載については、様式ごとに「1」から記載することとし、添付資料の1ページ目を「1」として記載して下さい。	なお、各様式に添付する書類の頁数の記載については、様式ごとに「1」から記載することとし、添付資料の1ページ目を「1」として記載して下さい。記載場所等の記載方法については、添付資料の余白部分に分かりやすく記載して下さい。
114	資料－8				(新規)	国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第1回～第3回質問回答（抜粋版）
115	参考資料－2				(新規)	国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書・同添付資料等からの変更一覧表